

(設置等)

第37条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

2. 事務局には、必要な職員を置き会長が任免する。

3. 事務局の組織運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第9章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第38条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事数及び評議員数の4分の3以上の同意を得、かつ大阪社会保険事務局長の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第39条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事数及び評議員数の4分の3以上の同意を得、大阪社会保険事務局長の承認があったとき解散する。

(残余財産の処分)

第40条 解散後の残余財産は、理事会及び評議員会の議決を経て大阪社会保険事務局長の許可を得、この法人と類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

第10章 雑 則

(委任)

第41条 この寄附行為の施行について必要な事項は、寄附行為で定めるほか理事会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

1. 財団法人社会保険協会大阪府支部（大阪府中央区大手前之町1番地）の権利義務は、この法人設立の日においてこれを承継するものとする。

2. この寄附行為は、大阪府知事の認可があった日から施行する。